

令和5年度いじめ認知件数といじめの定義の確認について

新潟県立出雲崎高等学校

●令和5年度の本校でのいじめ認知件数

17件

※本校では積極的な認知により、迅速な初期対応と重大化を防ぐ取組を心がけています。

※この多くは1年次生の夏季休業前までのものであり、学校全体では9月末以降の件数は1件のみです。そのことから、生徒の成長を実感することができます。

●いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法の制定に伴い、いじめの定義は、かつての「一方的」、「継続的」とするものから上記のように大きく転換されています。

・新潟県では「新潟県いじめ等の対策に関する条例」により、「いじめ類似行為」もいじめと同様に扱い指導を行います。

〔ポイント〕

いじめ類似行為とは？

例えば……SNS等で悪口を書き込まれたことに対して、書かれた本人が知らないとしても、その行為を知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

●「新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針」の改定について

本校では令和5年度、1年間かけて「新潟県立出雲崎高等学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を見直しを行いました。

このタイミングで見直しを図った理由はおおよそ2つあります。

1つ目の理由は、「生徒指導提要」が令和4年12月に改定されたことによります。

そこでは、生徒指導を2軸3類4層構造で捉え、発達支持的生徒指導の重要性を述べおり、本校でもその趣旨を反映した教育活動を展開したいとの思いから、4月早々に検討を開始し、令和6年度から、新しい方針により取り組んでいます。

2つ目の理由は、令和5年度におけスクール・ポリシーの策定作業との関係です。

いじめ防止に最も大切なことは、いじめの起きない学校の文化・風土づくりだと思います。そのため、いじめ対策と同時期に検討していたスクール・ポリシーを、教育哲学、教育理論、教育技術、教育環境の面で一体的に機能するように検討し、両者を完成させることができました。